

平成24年(あ)第1515号 恐喝被告事件

平成24年10月25日 第三小法廷決定

主 文

平成23年7月21日被告人に対してした勾留につき、
その勾留すべき刑事施設を宮崎刑務所から鹿児島拘置支
所に変更する。

(裁判長裁判官 大谷剛彦 裁判官 田原睦夫 裁判官 岡部喜代子 裁判官
寺田逸郎 裁判官 大橋正春)